平成三年政令第五十二号 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関す

九条並びに第四十三条の規定に基づき、この政令 関する法律(平成二年法律第七十号)第十六条第 項及び第四項、第十七条第一項第七号、第三十 内閣は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に る法律施行令

(養成施設の登録)

第一条 都道府県知事は、食鳥処理の事業の規制 基準に従い、行うものとする。 科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講 う。) 第十二条第五項第三号の養成施設の登録 及び食鳥検査に関する法律(以下「法」とい (登録の申請)

録を受けようとするときは、その設置者は、厚 ばならない。 の施設の所在地の都道府県知事に提出しなけれ 生労働省令で定めるところにより、申請書をそ 法第十二条第五項第三号の養成施設の登

(変更の届出)

第三条 法第十二条第五項第三号の登録を受けた 設の所在地の都道府県知事に届け出なければな 設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更が あったときは、その日から一月以内に、その施 養成施設 (以下「登録養成施設」という。) の

(報告の徴収)

第四条 都道府県知事は、登録養成施設につき必 報告を求めることができる。 要があると認めるときは、その設置者に対して

(登録の取消し)

第五条 都道府県知事は、登録養成施設が第一条 る申請があったときは、その登録を取り消すこ なくなったと認めるとき、又は次条の規定によ に規定する厚生労働省令で定める基準に適合し 2

(登録取消しの申請)

第六条 登録養成施設について、都道府県知事の 出しなければならない。 申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提 登録の取消しを受けようとするときは、その設 置者は、厚生労働省令で定めるところにより、 3

第七条 都道府県知事は、次の場合には、 を公示しなければならない その旨

法第十二条第五項第三号の登録をしたと

定めるものに係るものに限る。)があったと 第三条の規定による届出(厚生労働省令で

三 第五条の規定により法第十二条第五項第三 号の登録を取り消したとき。

(講習会の登録)

を受けようとするときは、その実施者は、厚生第八条 法第十二条第五項第四号の講習会の登録 ばならない。 実施地の都道府県知事に登録の申請をしなけれ 労働省令で定めるところにより、その講習会の

(欠格条項)

第十二条第五項第四号の講習会の登録を受ける第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法 ことができな

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上 行を受けることがなくなった日から二年を経 過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち 二 第十七条の規定により登録を取り消され、 その取消しの日から二年を経過しない者 に前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十条 都道府県知事は、第八条の規定により登 ければならない。 録を申請した講習会の実施者が法第十二条第七 を実施するものであるときは、その登録をしな 項の厚生労働省令で定めるところにより講習会 (登録の基準)

(講習会の実施義務)

た講習会(以下「登録講習会」という。)の実第十一条 法第十二条第五項第四号の登録を受け て登録講習会を実施しなければならない。 習会の実施に関する計画を作成し、これに従っ 施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講 登録講習会の実施者は、公正に、かつ、厚生

録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なけ ればならない。これを変更しようとするとき に、第一項の規定により作成した計画をその登 録講習会を実施しなければならない。 労働省令で定める基準に適合する方法により登 も、同様とする。 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前

第十二条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令 で定める事項を変更しようとするときは、 変更

(変更の届出)

習会の実施地の都道府県知事に届け出なければしようとする日の二週間前までに、その登録講

(業務の休廃止)

係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止し第十三条 登録講習会の実施者は、登録講習会に ろにより、あらかじめ、その旨をその登録講習 会の実施地の都道府県知事に届け出なければな ようとするときは、厚生労働省令で定めるとこ らない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令 を作成し、事業所に備えて置かなければならなを含む。次項において「財務諸表等」という。) 作成がされている場合における当該電磁的記録 るものをいう。以下この条において同じ。)のって、電子計算機による情報処理の用に供され 式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方 識することができない方式で作られる記録であ 及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告 で定めるところにより、財産目録、貸借対照表

2 には、登録講習会の実施者の定めた費用を支払 きる。ただし、第二号又は第四号の請求をする わなければならない。 は、いつでも、次に掲げる請求をすることがで 害関係人は、登録講習会の実施者の業務時間内 登録講習会を受講しようとする者その他の利

ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもって作成されている 前号の書面の謄本又は抄本の請求

事項を厚生労働省令で定める方法により表示 ているときは、当該電磁的記録に記録された したものの閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が電磁的記録をもって作成され

的方法であって厚生労働省令で定めるものに より提供することの請求又は当該事項を記載 した書面の交付の請求 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

(適合命令)

が法第十二条第七項の厚生労働省令で定めると第十五条 都道府県知事は、登録講習会の実施者 ころにより登録講習会を実施するものでなくな より登録講習会を実施するため必要な措置を執 るべきことを命ずることができる。 ったと認めるときは、その登録講習会の実施者 に対し、同項の厚生労働省令で定めるところに 3

(改善命令)

第十六条 都道府県知事は、 執るべきことを命ずることができる。 その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を 会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法 が第十一条の規定に違反していると認めるとき (登録の取消し等) は、その登録講習会の実施者に対し、登録講習 登録講習会の実施者

第十七条 都道府県知事は、登録講習会の実施者 が次の各号のいずれかに該当するときは、その 登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会 ことができる。 に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

第九条第一号又は第三号に該当するに至っ

三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号 一 第十一条から第十三条まで、第十四条第 項又は次条の規定に違反したとき。

五. の登録を受けたとき。 不正の手段により法第十二条第五項第四号 前二条の規定による命令に違反したとき。

の規定による請求を拒んだとき。

(帳簿の記載)

第十八条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令 これを保存しなければならない。 会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、 で定めるところにより、帳簿を備え、登録講習 (報告の徴収)

第十九条 都道府県知事は、 状況に関し報告をさせることができる。 行に必要な限度において、登録講習会の実施者 に対し、その登録講習会に係る業務又は経理 (立入検査) 法及びこの政令の

第二十条 都道府県知事は、法及びこの政令の 務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査さ 習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業 行に必要な限度において、その職員に、登録講 せることができる。

なければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、 前項の規定により立入検査をする職員は、そ 関係者に提 宗し

に認められたものと解釈してはならない。 (公示) 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のため

第二十一条 の旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、次の場合には、 そ

法第十二条第五項第四号の登録をしたと

あったとき。 第十二条又は第十三条の規定による届出が

三 第十七条の規定により登録講習会の登録を を命じたとき。 取り消し、又は登録講習会に係る業務の停止

(法第十六条第一項の政令で定める数)

第二十二条 月であるときは、一とする。)を乗じて得た数 での月数(当該許可を受けた日の属する月が三 可を受けた日の属する月から当該年度の三月ま 可を受けた場合にあっては、二万五千に当該許 食鳥処理業者が当該年度において法第三条の許 の間をいう。)において三十万とする。ただし、 年の四月一日からその年の三月三十一日まで) 一月から三月までに属するときは、その年の前三十一日まで(当該認定を受けようとする日が 度(その年の四月一日からその年の翌年の三月 条第一項の認定を受けようとする日の属する年 食鳥処理業者をいう。以下同じ。) が法第十六 は、食鳥処理業者(法第六条第一項に規定する 法第十六条第一項の政令で定める数

(法第十六条第四項の政令で定める数)

日が一月から三月までに属するときは、その年 の月数(当該許可を受けた日の属する月が三月 を受けた日の属する月から認定年度の三月まで る認定小規模食鳥処理業者をいう。) にあって 規模食鳥処理業者(法第十六条第二項に規定す 条の許可を受けた日が認定年度に属する認定小 いう。) ごとに三十万とする。ただし、法第三 日からその年の翌年の三月三十一日までの間を 度」という。) 以降の各年度(その年の四月一 で)の間をいう。以下この条において「認定年 の前年の四月一日からその年の三月三十一日ま の翌年の三月三十一日まで(当該認定を受けた 日の属する年度(その年の四月一日からその年 は、食鳥処理業者が同条第一項の認定を受けた であるときは、一とする。)を乗じて得た数と 認定年度においては、二万五千に当該許可 法第十六条第四項の政令で定める数

第二十四条 法第十七条第一項第七号の政令で定 和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条第 めるときは、食品衛生監視員が食品衛生法(昭 (法第十七条第一項第七号の政令で定めるとき) 項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい

若しくは食鳥肉等(法第二条第二号から第四号 を採取若しくは集取して持ち出すときとする。 たい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部 するとき、又は家畜防疫官若しくは家畜防疫員 は食鳥肉等をいう。以下同じ。)の一部を収去 (法第三十九条の政令で定める資格) 十六号)第五十一条第一項の規定により食鳥と が家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六 までに規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい又

第二十五条 法第三十九条の政令で定める資格 号) の規定により獣医師の免許を受けている者 とする。 は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行 三条の規定は、平成四年四月一日から施行す る。 する。ただし、第二条及び第三条並びに附則第

(法第十六条第一項の政令で定める数に係る経

第二条 平成三年四月一日から平成四年三月三十 らず、平成四年四月一日から平成五年三月三十 項の政令で定める数は、第一条の規定にかかわ 第一項の認定を受けようとする場合における同 食鳥処理業者が当該期間内において法第十六条 一日までの間において三十万とする。 一日までの間において法第三条の許可を受けた

第三条 平成四年四月一日から平成六年三月三十 る営業に係る食品衛生法第二十一条第一項の許 年政令第二百二十九号)第五条第十四号に掲げ の許可を受けて食品衛生法施行令(昭和二十八 あるのは「とき、又は食鳥処理業者が厚生大臣 該食鳥とたいを持ち出すときとする」とする。 可を受けた者に食鳥とたいを寄託する目的で当 は」とあるのは「とき、」と、「ときとする」と (罰則に関する経過措置) 一日までの間においては、第三条中「とき、又

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、 平成四年四月一日から施行す

1 る。 (施行期日)

過措置)

に係る経過措置) (法第十七条第一項第七号の政令で定めるとき

附 則 (平成三年一二月二五日政令第三

る。

号 則 (平成六年七月一日政令第二二三

> この政令は、公布の日から施行する。 (平成八年一一月二〇日政令第三

(施行期日) 一八号)

この政令は、 平成九年四月一日から施行す

五〇五号) 則 (平成一五年一二月一〇日政令第 抄

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正 条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年 する法律 (以下「改正法」という。) 附則第一 一月二十七日)から施行する。

八九号) (平成一八年四月二八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日 八年五月一日)から施行する。 (平成十

附則 二八号) (平成二七年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日 施行する。

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定め る行政事務を行うべき者が異なることとなるも るもののほか、施行日前にこの政令による改正 よりされた処分等の行為又は申請等の行為とみ 令による改正後のそれぞれの政令の相当規定に 後のそれぞれの政令の適用については、この政 のは、施行日以後におけるこの政令による改正 行為(以下この項において「申請等の行為」と 際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令 分等の行為」という。)又はこの政令の施行の の処分その他の行為(以下この項において「処 前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等 いう。)で、施行日においてこれらの行為に係 の規定によりされている承認等の申請その他 (処分、申請等に関する経過措置)

2 よる改正後のそれぞれの政令の相当規定により ばならない事項で、施行日前にその手続がされ それぞれの政令の規定により国又は都道府県の ののほか、施行日前にこの政令による改正前の 機関に対し報告、届出その他の手続をしなけれ 地方公共団体の相当の機関に対して報告、届 ていないものについては、これを、この政令に 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるも

> の政令による改正後のそれぞれの政令の規定を てその手続がされていないものとみなして、こ その他の手続をしなければならない事項につい